

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書決裁規程（平成16年旭医大第26号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成29年9月1日から施行する。ただし、事務局、学長政策推進室、監査室及び知的財産センター以外の職員の休暇、職務専念義務免除及び勤務免除に関するものについては、現在使用している休暇簿から新たな休暇簿に切り替わった後の休暇簿から適用する。</u></p> <p>別表第2</p>			<p>別表第2</p>		
事項	名義者	専決者	事項	名義者	専決者
(共通事項) (1)～(5) (略) (6) 職員の休暇、 <u>職務専念義務免除及び勤務免除に関するもの（育児部分休業及び介護部分休業を含む。）</u> <u>1) 教員（各講座・学科目、各センター、学長政策推進室及び病院各診療科・部・室・センターの長を除く。）</u> (新設)	学長	(削除)	(共通事項) (1)～(5) (略) (6) 職員 <u>（教員を除く。）</u> の休暇に関するもの	学長	所管の部長
		各講座・学科目、各センター、学長政策推進			

		室及び病院 各診療科・ 部・室・セ ンターの長 (新設)			
<u>2) 事務・技術職員 (事務局長を除く。)</u> (新設)	〃 (新設)				
<u>ア 事務局の部長及び監査室長</u>	〃 (新設)	事務局長 (新設)			
<u>イ 事務局の課長</u>	〃 (新設)	事務局各部 長 (新設)			
<u>ウ 事務局の上記ア及びイ以外の職員</u>	〃 (新設)	事務局各課 長 (新設)			
<u>エ 事務局以外の職員</u>	〃 (新設)	各講座・学 科目, 各セ ンター, 学 長政策推進 室, 監査室 及び病院各 診療科・ 部・室・セ ンターの長 (新設)			
<u>3) 医療・看護職員 (看護部長を除く。)</u> (新設)	〃 (新設)	病院各診療 科・部・室・ センターの 長 (新設)			

<p>4) <u>医員</u> (新設)</p> <p>5) <u>研修医</u> (新設)</p> <p>(7) <u>超過勤務, 休日勤務, 休日の振替, 欠勤, 超過勤務の免除又は短縮, 深夜勤務制限及び早出遅出勤務の命令又は承認</u>に関するもの</p> <p>(8)~(11) (略) (総務部総務課所掌事項)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 職員(教員を除く。)の任免, <u>休業及び休職並びに給与</u>に関すること。</p> <p>(4)~(15) (略)</p>	<p>〃 (新設)</p> <p>〃 (新設)</p> <p>〃</p>	<p><u>診療科等の長</u> (新設)</p> <p><u>卒後臨床研修センター長</u> (新設)</p> <p><u>別表第2の事項の欄の(6)に準ずる。</u></p> <p>事務局長</p>	<p>(7) <u>超過勤務, 休日勤務及び夜間勤務の命令</u>に関するもの</p> <p>(8)~(11) (略) (総務部総務課所掌事項)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 職員(教員を除く。)の任免<u>及び給与</u>に関すること。</p> <p>(4)~(15) (略)</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>事務局長</p> <p>事務局長</p> <p>事務局長</p>
<p>【改正理由】</p> <p>休暇・超過勤務命令等の専決者について, 所要の改正を行うものである。</p>					